

秋田市子どもの学習・生活支援事業業務委託仕様書

本仕様書は、秋田市が実施する子どもの学習・生活支援事業業務委託（以下「委託業務」という。）を受託する者（以下「事業者」という。）の業務について必要な事項を定めるものである。

1 事業の目的

本事業は、生活困窮者（現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者）の世帯等の中学生（以下「支援対象者」という。）を対象に、高校進学のための学習支援により、貧困の連鎖を防止することを目的とする。

2 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 支援対象者

秋田市に住所を有する世帯のうち、原則として生活保護を受給している世帯、就学援助費を受給している世帯、その他これら世帯に準ずる世帯の中学生（原則、3年生とする。）とし、利用に当たって、本人および保護者から同意が得られた者とする。なお、対象者は市が関係課所と連携して抽出、選定するものとする。

4 支援対象者数

130人（120～140人程度）とする。

希望者が140人を超えた場合、市と事業者が対応について協議する。なお、140人を超えた場合であっても、委託料は増額しない。

5 委託業務の概要

3の支援対象者に対して以下の事業を実施するものとする。

- (1) 学習支援は、主に数学・英語の2教科について、高等学校等の受験に向けた学習指導を行うこと。
- (2) 事業者は、支援対象者およびその保護者（以下「支援対象者等」という。）から生活上の悩みや進学に関する相談があった場合、必要な情報の提供および助言をするとともに、必要に応じて自立相談支援機関や関係機関と連携し対応すること。
- (3) 支援対象者等に対して、学習習慣および育成環境の改善等に関する助言を行うこと。

6 学習支援の実施方法等

(1) 実施場所

市内7地区（中央、東部、西部、南部、北部、河辺、雄和）での実施とする。会場については、市と事業者が協議して決定することとし、会場使用料等が発生する場合は、事業者が委託料で賄うこと。経費削減のため、市民サービスセンター（中央を除く）での実施を検討すること（市民サービスセンターで実施する場合は、市が予約に関して事前調整する。会場使用料は無料。）。なお、生活困窮世帯を対象とした事業であることが周囲にわからないよう配慮すること。

(2) 実施回数等

ア 各地区ともに、令和8年6月から令和9年3月までのうち、原則として週1回程度（年間24回以上）、各回2時間以上（休憩時間を含む。）の実施とする。

イ 開設する日程および時間帯については、市と事業者が協議して決定する。

各会場の支援対象者数は、中央、東部、西部、南部、北部は20～25人、河辺、雄和は5～10人を見込む。

(3) 支援員等の配置について

ア 事業者は、実施時において、各会場に責任者（学習支援員）1名を配置すること。

イ 学習支援員の他、講師（学習サポーター）を概ね支援対象者4人に対して1人の割合で配置すること。

ウ 学習支援員および学習サポーター（以下「学習支援員等」という。）は、教員免許を有する者、教職課程を履修中の者、またはそれらと同等以上の能力を有していると認められる者とする（年齢条件はなし）。

エ 学習サポーターの募集・採用等は事業者の責任において行うこと。

オ 事業者は、学習支援員等の採用後速やかに学習支援員等の名簿を提出すること。学習支援員等に変更があった場合は、その都度変更新名簿を提出すること。

(4) 事業の案内等

事業の案内等の通知、チラシは事業者が必要部数を封入し、郵送については市が関係課所と連携して行う。郵送料等については事業者が委託料で賄うこととする（参考：令和7年度通知送付数342通）。

(5) 実施計画

事業者は、本仕様書に基づいた実施計画書（年間スケジュール）を作成し、契約締結後、速やかに市へ提出すること。

7 業務完了報告、委託料の支払い

事業者は、市に対し、毎月の業務完了報告書を翌月10日まで提出し、市の検査を受けること。

そのほか、契約期間全体に係る収支決算書（任意様式）および事業の成果等については、市からの要請に応じて、速やかに作成、提出すること。

委託料は、部分完了払いとし、市が毎月の検査を完了した後に、総額を12で除した金額（1,000円未満を切り捨て）を支払うものとする。なお、各月において1,000円未満の端数が生じた場合は、最終支払月にその合計を加え支払うものとする。

8 経費等

（1）対象となる経費

本事業に必要な経費とする。ただし、支援対象者等への現金給付、現物給付および事業者の運営等に係る経常的な経費、備品等の財産取得に係る経費は対象外とする。

（2）市は契約金以外の費用を負担しない。また、原則支援対象者等に費用の支払いを求めてはならない。

ただし、支援対象者が任意で受験する模試、検定試験の受験料等支援対象者自身が実費負担することが適当と思われる経費についてはこの限りでない。

9 委託事業実施にあたっての留意事項

（1）事業者は、支援対象者等の意向を尊重し、懇切丁寧な対応のもと、本事業を実施しなければならない。

（2）事業者は、本事業の目的に配慮しながら実施するとともに、個人情報の取扱いに関しては個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、「個人情報取扱特記事項」等関係法令を遵守し、個人情報の保護を徹底しなければならない。

（3）支援対象者等と学習支援員等との間で発生したトラブルの対応については、原則として事業者の責任において行う。ただし、本事業の責任者から市への報告を速やかに行い、市への引継ぎを必要とする場合においては直ちに引き継ぐこととする。

（4）本事業を遂行するに当たり、市の信用を失墜させる行為を行ってはならない。

（5）市が事業者に対し、本事業に関する情報の開示を求めた場合には、事業者はこれに協力する義務を負うこととする。

10 その他

(1) 協議等

実施方法等、仕様書に記載のない疑義については、市と事業者の協議により対応することとする。

(2) 再委託の制限

事業者は、この事業の全部を再委託してはならない。事業の一部を第三者に委託する場合には、あらかじめ市に対して、別途契約で定める方法により、再委託する業務の内容、再委託先、再委託に対する管理の方法等の必要事項を報告し、承認を得なければならない。

(3) 権利の帰属

この事業により作成された資料等に係る著作権および所有権は、原則として委託料の支払いが完了したときに事業者から市に移転するものとする。

(4) 備品等の取扱い

この事業に必要となる機械・器具等については、原則としてリースまたはレンタルでの対応とする。リースまたはレンタルでの対応が妥当でないと判断される場合には、事業者がその根拠を明確に示した上で、必要最低限で購入を認めることがある。

(5) 保険の加入

事業者は、不測の事態に備えるため、必要な損害賠償等の保険への加入等の措置を講ずること。